

お知らせ

国民健康保険の限度額適用認定証等について

入院や外来で医療費が高額になる場合、「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」を医療機関等に提示されると、医療費（保険診療分）の自己負担金額が軽減されます。

●「マイナ受付」ができる医療機関等

マイナ保険証又は資格確認書等を提示し、「限度額情報の表示」に同意することで窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。※市役所での限度額適用（・標準負担額減額）認定証の交付申請は不要

●交付申請が必要な人

- ・「マイナ受付」に対応していない医療機関等への受診の場合
- ・直近 12 カ月の入院日数が 91 日以上となった市民税非課税世帯の人の場合、申請をおこなうことにより、食事代標準負担額を減額することができます。なお、減額は申請日から有効となります。

申込 保険年金課窓口、  
郵送または電子申請



特定疾病療養受療証の更新について

特定疾病療養受療証の更新手続きは不要です。7月下旬までに送付します。

※ 70 歳以上 75 歳未満の人は有効期限がありませんので、現在お持ちの特定疾病療養受療証を利用ください。

問 保険年金課

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

【令和 9 年 7 月 31 日まではマイナ保険証の有無に関わらず、後期高齢者医療資格確認書を交付します】

- 新しい資格確認書（水色）は 7 月下旬までに郵送します。
  - 現在お持ちの被保険者証または資格確認書（桃色）は、8 月 1 日以後は使用できません。新しい資格確認書が届いたら、破棄するか、保険年金課窓口へ返却してください。
  - 医療機関等の窓口での自己負担割合について  
一般の人は 1 割、一定以上の所得のある人は 2 割、現役並み所得者は 3 割となります。
  - 基準収入額の適用について  
現役並み所得者（窓口負担割合 3 割）について、世帯の収入額が次の要件のいずれかに該当していることが確認できる場合は、職権により基準収入額を適用し、2 割負担または 1 割負担の被保険者証を送付します。  
ただし、住所地特例対象者、1 月 2 日以降に羽曳野市に転入した人、修正申告をした人等は、職権により基準収入額を適用することができないため、被保険者の人が基準収入額適用申請をすることで、申請された月の翌月から 2 割負担または 1 割負担に変更となります。次の要件に該当する場合は、7 月 31 日までに申請してください。申請方法や申請に必要な書類については、事前に市役所保険年金課まで問い合わせください。
  - 同一世帯に被保険者が一人の場合  
→被保険者本人の令和 7 年中の収入額が 383 万円未満のとき
  - 同一世帯に被保険者が複数いる場合  
→被保険者全員の令和 7 年中の収入の合計額が 520 万円未満のとき
  - 同一世帯に被保険者が一人で、かつ、同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合  
→被保険者本人の令和 7 年中の収入額が 383 万円以上で、被保険者本人および 70 歳以上 75 歳未満の人の令和 7 年中の収入の合計額が 520 万円未満のとき
- ＜後期高齢者医療保険料の決定について＞
- 7 月中旬に、「保険料額決定通知書」および「納入通知書」を送付します。

|             |                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問<br>合<br>せ | ◎制度全般に関すること<br>大阪府後期高齢者医療広域連合<br>資格管理課（資格確認書、保険料等について）☎ 06-4790-2028<br>給付課（高額療養費、健康診査、医療費通知等について）☎ 06-4790-2031 |
|             | ◎保険料の納付、その他各種届出に関すること<br>市役所保険年金課 後期・給付助成担当                                                                      |
|             |                                                                                                                  |

生産緑地地区への指定を希望する農地等の事前相談受付

対象 市街化区域内で現に農業の用に供されている農地等の所有者で、生産緑地地区への指定を希望する人

期間 7月1日(水)～8月31日(月) 申込 予約制(電話で受付)

持物 相談時に必要な書類等あり

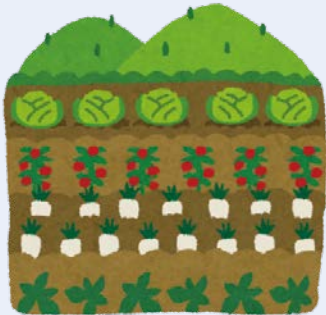
※指定手続きに必要な期間を見込んだ期限となっています。

期限後に指定を希望した人は、次回の指定募集まで待っていただきます。(募集は毎年度)

※生産緑地地区への指定手続きには、必ず事前相談を受けてください。

指定には要件があります。(詳しくはウェブサイト参照)

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| 生産緑地地区に指定されると                                                 |
| 【営農義務・建築等の行為制限】<br>農地等として 30 年の適正な管理が義務付けられ、それ以外の土地利用が制限されます。 |
| 【固定資産税】農地評価・農地課税となります。                                        |
| 【相続税の納税猶予】相続税の納税猶予を受けることができる要件となります。                          |



▼詳しくはこちら



＜問合せ＞都市計画課